

ごみ処理施設環境測定業務委託 仕様書

1 件 名 令和8年度 ごみ処理施設環境測定業務委託

2 期 間 契約締結日～令和9年3月31日

3 測定業務内容

*高柳清掃工場(3炉)

☆排ガス測定業務

	計 量 の 対 象	測 定 回 数	測 定 場 所
1	「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」に基づく測定関係 ①ばいじん ②塩化水素 ③硫黄酸化物 ④窒素酸化物	6検体/6カ月 (1炉2検体/6カ月)	高柳清掃工場 (煙 突) <別図のとおり>
	「ダイオキシン類対策措置法」に基づく測定関係 ⑤ダイオキシン類(酸素濃度含む) ⑥一酸化炭素	6検体/6カ月 (1炉2検体/6カ月)	
2	「大気汚染防止法施行令」(昭和43年政令329)に掲げる有害物質(4項目) ①カドミウム ②塩素 ③フッ素 ④鉛及びその他化合物	3検体/6カ月 (1炉1検体/6カ月)	
3	「大気汚染防止法施行規則」(平成28年省令22)に掲げるガス状水銀(煙突)	3検体/6カ月 (1炉1検体/6カ月) <煙突1炉1検体/6カ月>	
4	「大気汚染防止法施行規則」(平成28年省令22)に掲げる粉じん状水銀(煙突)	3検体/6カ月 (1炉1検体/6カ月) <煙突1炉1検体/6カ月>	
5	性能確認のための測定関係 ①ばいじん濃度 ②ダイオキシン類(酸素濃度含む) <煙突と同時測定>	6検体/6カ月 (1炉2検体/6カ月)	高柳清掃工場 (触媒塔入口)

* 計量方法:大気汚染防止法施行規則(昭和43. 11. 30 厚 通令1)による

* ダイオキシン類: JIS K0311 及び JIS Z8808 に準ずる

* 測定方法: 排出ガス中の水銀測定法(平成28. 9. 26 告示94)

☆飛灰・焼却灰のダイオキシン測定業務

	計 量 の 対 象	測 定 回 数	測 定 場 所
1	飛 灰(ダイオキシン類)	3検体/6カ月 (1炉1検体/6カ月)	集じん器 コンベア内
2	焼 却 灰(ダイオキシン類)	3検体/6カ月 (1炉1検体/6カ月)	灰押出装置等

*ダイオキシン類:平成4年7月厚生省告示第192号による。

☆飛灰・焼却灰の溶出試験業務

	計 量 の 対 象	測 定 回 数	測 定 場 所
1	「焼却灰溶出試験」 水銀・鉛・カドミウム・ヒ素・シアン・ 六価クロム・含水率・溶出PH・熱灼 減量・有機燐・アルキル水銀・PCB・ トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・四塩化炭 素・ジクロロメタン・1,2-ジクロロエタン・1,1,1- トリクロロエタン・1,1,2-トリクロロエタン・1,1-ジク ロロエチレン・シス-1,2-ジクロロエチレン・1,3-ジ クロロプロペン・チラウム・シマジン・チオベンカ ルブ・ベンゼン・セレン	27項目 1検体/6カ月	灰ピット等
2	「焼却灰の溶出試験」 1,4-ジオキサン	1検体/6カ月	
3	「飛灰の溶出試験」 鉛	6検体/6カ月	
4	「飛灰の溶出試験」 水銀又はその化合物、アルキル水銀化合物	1検体/6カ月	

*計量方法:昭和48年環境庁告示第13号による

	計 量 の 対 象	測 定 回 数	測 定 場 所
5	「熱灼減量測定業務」 焼却灰の ①水分 ②大型不燃物割合 ③金属類 割合 ④熱灼減量 (イ)大型不燃物除去 物 (ロ)焼却残さ物	12検体/6カ月 <2検体/月>	灰押出装置等

*計量方法:昭和52年11月4日 環整第95号による熱灼減量等測定

☆そ の 他

	計 量 の 対 象	測 定 回 数	測 定 場 所
1	騒音(音圧レベル)の測定	2ヶ所X4回/日X3日	高柳清掃工場 敷地境界 線 <別図の とおり>
2	振動(振動加速度レベル)の測定	2ヶ所X2回/日X3日	

*計量方法:昭和59年環境庁告示第7号による

	計量の対象	測定回数	測定場所
3	「ごみ質測定業務」 ①見かけ比重 ②水分 ③灰分 ④可燃分 ⑤低位発熱量 ⑥組成分析	6項目 2検体/6ヵ月	高柳清掃工場 ゴミピット <投入ステージ>

* 測定方法:昭和52年環整第95号による

	計量の対象	測定回数	測定場所
4	「臭気測定業務」 1)臭気指数 2)物質濃度 ①アンモニア濃度 ②メチルカプタン濃度 ③硫化水素濃度 ④硫化メチル濃度	1検体/6ヵ月 4項目 1検体/6ヵ月	高柳清掃工場 敷地境界線 <風下>

* 計量方法:昭和59年環境庁告示第7号による

	計量の対象	1回当たりの測定回数	
		A 測定	B 測定
5	「作業環境測定業務」 1回/6ヵ月		
	①焼却炉室(第一層~第四層)	71	6
	②地下室1階	10	4
	③電気集塵器室(第一層~第五層)	72	7
	④誘引排風機室	5	2
	⑤飛灰処理室	10	3
	⑥灰ピット積出部	5	1
	合計	173	23

* D値:平成15年1月22日測定結果を利用

* 測定方法:平成13年4月25日付け基発第401号の2による(厚労労働省労働基準局通達)

	計量の対象	測定期間	測定場所
6	「周辺環境調査業務」 調査場所2ヶ所に、捕集容器を設置し 大気中から降下物質を雨水とともに1ヶ月 単位で捕集し、分析する。 ①降下ばいじん量<2回 各2検体> ②ばいじん中<1回 2検体> ・炭素濃度・水素濃度・窒素濃度 ・塩素濃度・アンモニア濃度・鉛濃度 ③捕集液中<1回 2検体> ・アンモニウムイオン量・塩素イオン量・鉛量	令和8年11月中旬 ~ 令和9年1月下旬	①焼津市側 小柳津公会堂 ②藤枝市側 民有地

	計量の対象	測定期間	測定場所
7	放射能測定 飛灰・焼却灰 放射性ヨウ素(ヨウ素131) 放射性セシウム(セシウム134) 放射性セシウム(セシウム137) 放射性セシウム(合計値)	4検体/6ヵ月 (5・8月)	灰ピット等

* 緊急時における食品の放射能測定マニュアル(H14 厚生省)

* ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメリーによる核種分析法

***一色清掃工場(1炉)**

☆排ガス測定業務

	計量の対象	測定回数	測定場所
1	「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」に基づく測定関係 ①ばいじん ②塩化水素 ③硫黄酸化物 ④窒素酸化物	3検体/6カ月 (1炉6検体/6カ月)	一色清掃工場 (煙突) <別図のとおり>
	「ダイオキシン類対策措置法」に基づく測定関係 ⑤ダイオキシン類(酸素濃度含む) ⑥一酸化炭素	2検体/6カ月 (1炉2検体/6カ月)	
2	「大気汚染防止法施行令」(昭和43年政令329)に掲げる有害物質(4項目) ①カドミウム ②塩素 ③フッ素 ④鉛及びその他化合物	1検体/6カ月 (1炉1検体/6カ月)	
3	「大気汚染防止法施行規則」(平成28年省令22)に掲げるガス状水銀(煙突)	2検体/6カ月 <煙突 2検体/6カ月>	
4	「大気汚染防止法施行規則」(平成28年省令22)に掲げる粉じん状水銀(煙突)	2検体/6カ月 <煙突 2検体/6カ月>	
5	性能確認のための測定関係 ①ばいじん濃度 ②ダイオキシン類(酸素濃度含む) <煙突と同時測定>	2検体/6カ月 (1炉2検体/6カ月)	一色清掃工場 (触媒塔入口)

* 計量方法:大気汚染防止法施行規則(昭和43. 11. 30 厚 通令1)による

* ダイオキシン類:JIS K0311及びJIS Z8808に準ずる

* 測定方法:排出ガス中の水銀測定法(平成28. 9. 26 告示94)

☆飛灰・焼却灰のダイオキシン測定業務

	計量の対象	測定回数	測定場所
1	飛灰(ダイオキシン類)	1検体/6カ月 (1炉1検体/6カ月)	キレート 処理後
2	焼却灰(ダイオキシン類)	1検体/6カ月 (1炉1検体/6カ月)	灰押出装置等

* ダイオキシン類:平成4年7月厚生省告示第192号による。

☆飛灰・焼却灰の溶出試験業務

	計量の対象	測定回数	測定場所
1	「焼却灰溶出試験」 水銀・鉛・カドミウム・ヒ素・シアン・六価クロム・含水率・溶出PH・熱灼減量・有機燐・アルキル水銀・PCB・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・四塩化炭素・ジクロロメタン・1,2-ジクロロエタン・1,1,1-トリクロロエタン・1,1,2-トリクロロエタン・1,1-ジクロロエチレン・シス-1,2-ジクロロエチレン・1,3-ジクロロプロペン・チラウム・シマジン・チオベンカルブ・ベンゼン・セレン	27項目 1検体/6カ月	灰ピット等

2	「焼却灰の溶出試験」 1,4-ジオキサン	1検体/6ヵ月	灰ピット等
3	「飛灰の溶出試験」 鉛	6検体/6ヵ月	
4	「飛灰の溶出試験」 1,4-ジオキサン	1検体/6ヵ月	
5	「飛灰の溶出試験」 水銀又はその化合物、アルキル水銀化合物	1検体/6ヵ月	

* 計量方法: 昭和48年環境庁告示第13号による

	計量の対象	測定回数	測定場所
6	「熱灼減量測定業務」 焼却灰の ①水分 ②大型不燃物割合 ③金属類 割合 ④熱灼減量 (イ)大型不燃物除去 物 (ロ)焼却残さ物	6検体/6ヵ月 <1検体/月>	灰押出装置等

* 計量方法: 昭和52年11月4日 環整第95号による熱灼減量等測定

☆その他

	計量の対象	測定回数	測定場所
1	騒音(音圧レベル)の測定	2ヶ所X4回/日X1日	一色清掃工場 敷地境界 線 <別図の とおり>
2	振動(振動加速度レベル)の測定	2ヶ所X2回/日X1日	

* 計量方法: 昭和59年環境庁告示第7号による

	計量の対象	測定回数	測定場所
3	「ごみ質測定業務」 ①見かけ比重 ②水分 ③灰分 ④可燃分 ⑤低位発熱量 ⑥組成分析	6項目 2検体/6ヵ月	一色清掃工場 ゴミピット <投入ス テージ>

* 測定方法: 昭和52年環整第95号による

	計量の対象	測定回数	測定場所
4	「臭気測定業務」 ①アンモニア濃度 ②メチルメルカプタン濃度 ③硫化水素濃度 ④硫化メチル濃度	4項目 1検体/6ヵ月	一色清掃工場 敷地境界 線 <風 下>

* 計量方法: 昭和59年環境庁告示第7号による

	計量の対象	1回当りの測定回数	
		A 測定	B 測定
5	「作業環境測定業務」2回/年		
	①焼却炉室(第一層~第三層)	29	5
	②地下室1階	16	1
	③電気集塵器室(第一層~第四層)	22	1
	④誘引排風機室	5	1
	⑤触媒塔周辺<屋外>	0	2
	⑥灰ピット積出部	5	1
	合計	77	11

* D値: 平成15年1月9日測定結果を利用

* 測定方法: 平成13年4月25日付け基発第401号の2による(厚労労働省労働基準局通達)

	計 量 の 対 象	測 定 期 間	測 定 場 所
6	放射能測定 飛灰・焼却灰 放射性ヨウ素(ヨウ素131) 放射性セシウム(セシウム134) 放射性セシウム(セシウム137) 放射性セシウム(合計値)	4検体/6ヵ月 (5・8月)	灰出しコンベア等

* 緊急時における食品の放射能測定マニュアル(H14 厚生省)

* ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメリーによる核種分析法

4 報告書類等

測定後、月毎に委託業務完了報告書に測定結果一覧表を添付し速やかに提出のこと。

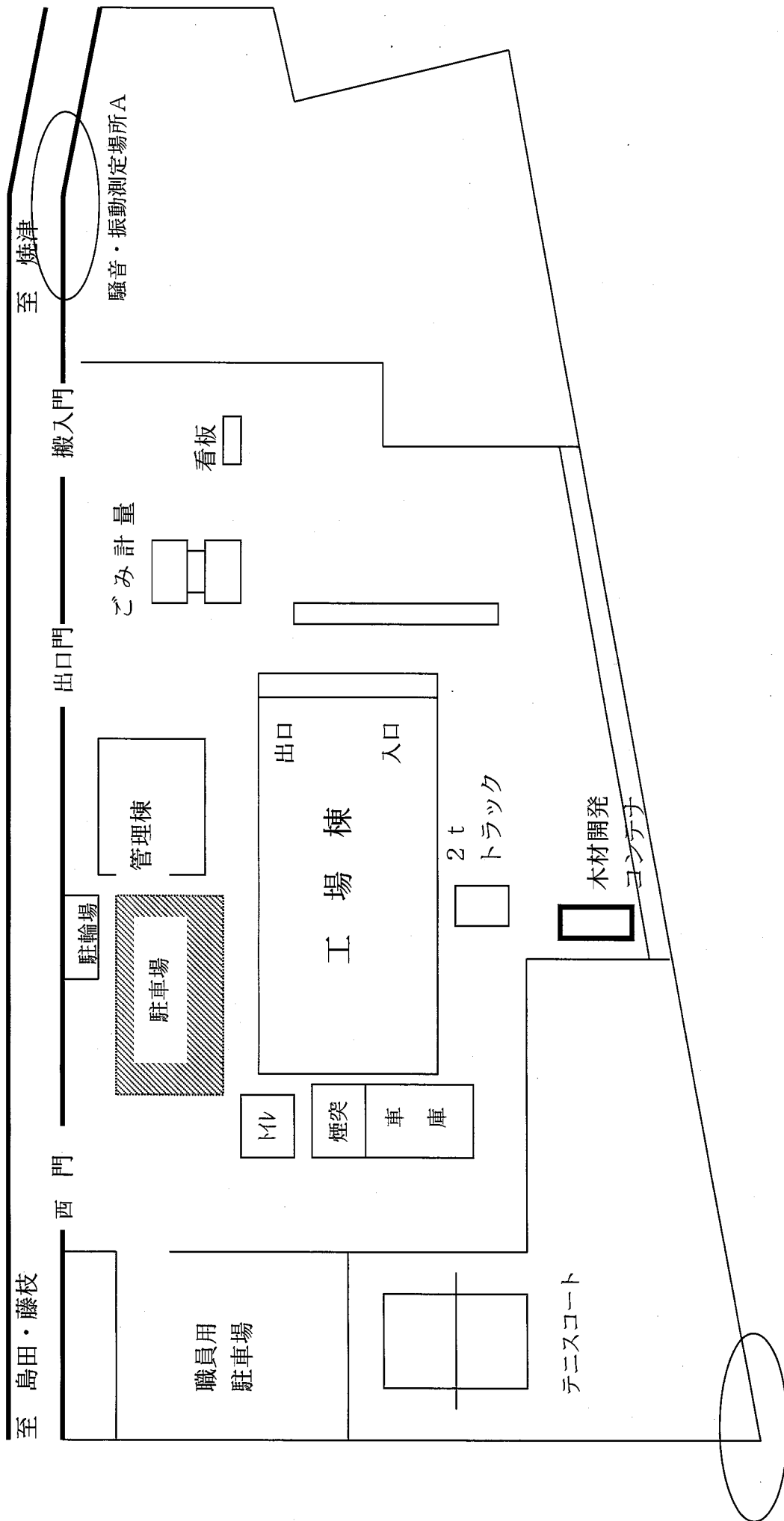
- (1) 計量証明書(正)(写) 正1部 写2部
- (2) 測定結果一覧表 3部 <組合指定様式入力>
- (3) 測定記録紙(写) 写真 各2部

5 支払方法

年2回実績払い(契約日から令和8年9月分までを前期分、令和8年10月分から令和9年3月分までを後期分として支払う)
契約締結後内訳書提出のこと

6 その他

- (1) 業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合にはこの限りでない。
- (2) 契約締結後、年間計画書及び担当者名簿を提出すること。
- (3) 本仕様書に明記なき事項については、双方協議して決定する。
- (4) 本業務に関する全ての事項については、機密を保持し、外部に漏らしてはならない。

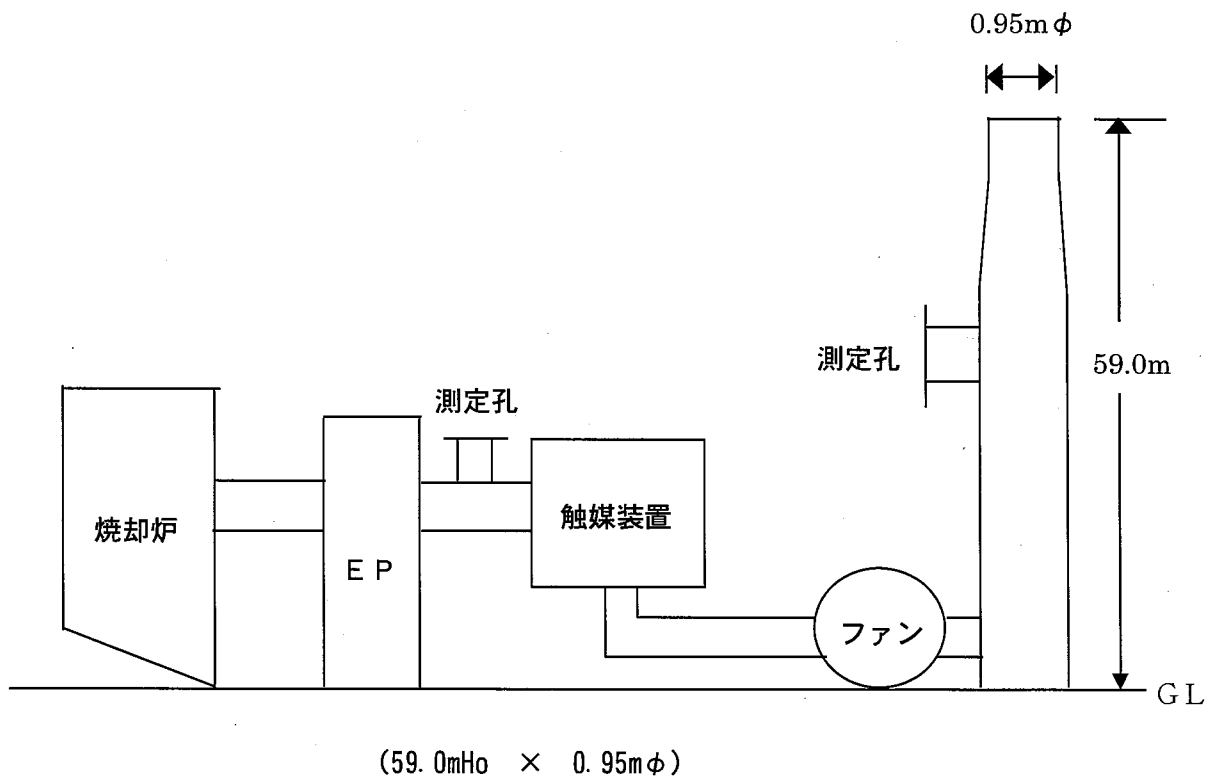
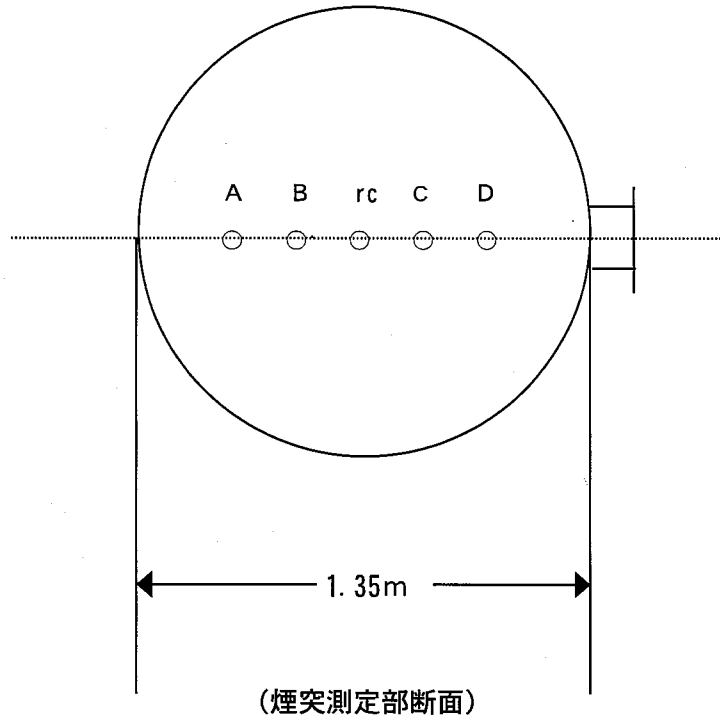


騒音・振動測定場所B

高柳清掃工場

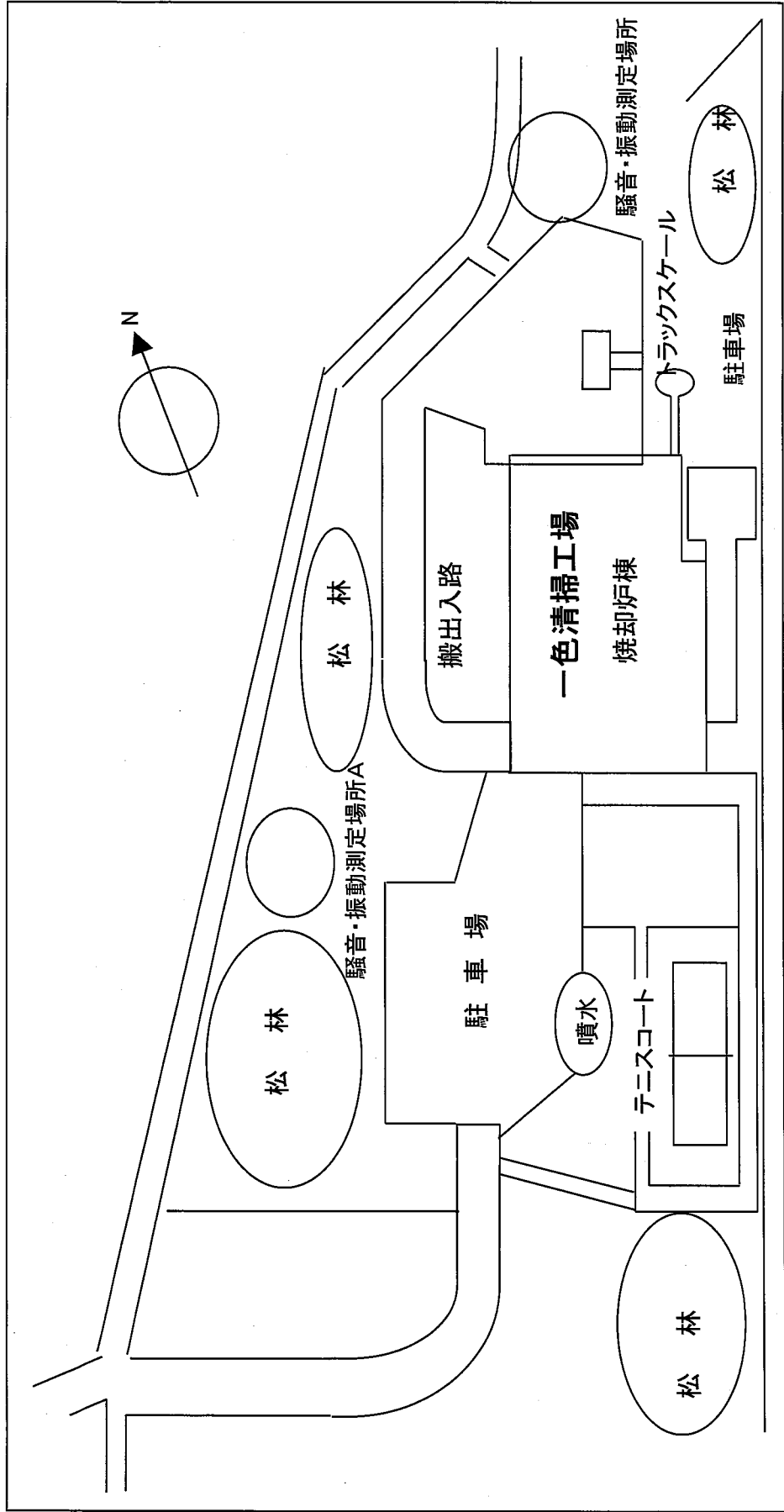
静岡県藤枝市高柳 2338 番地の 1

別図 高柳清掃工場

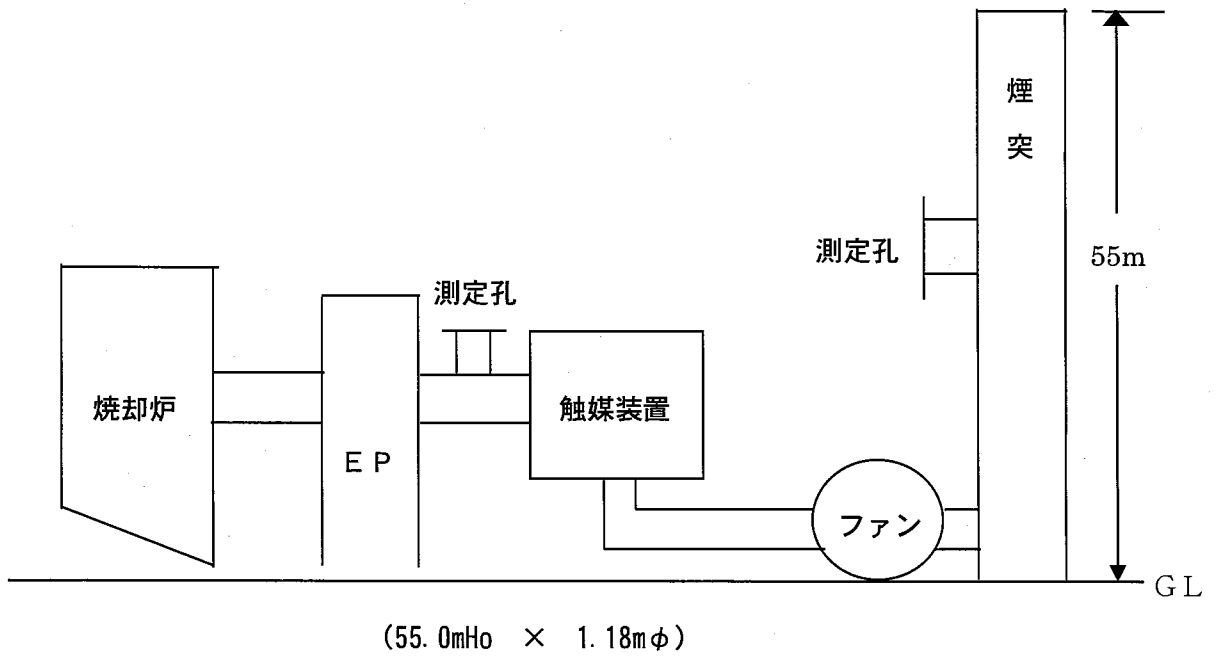
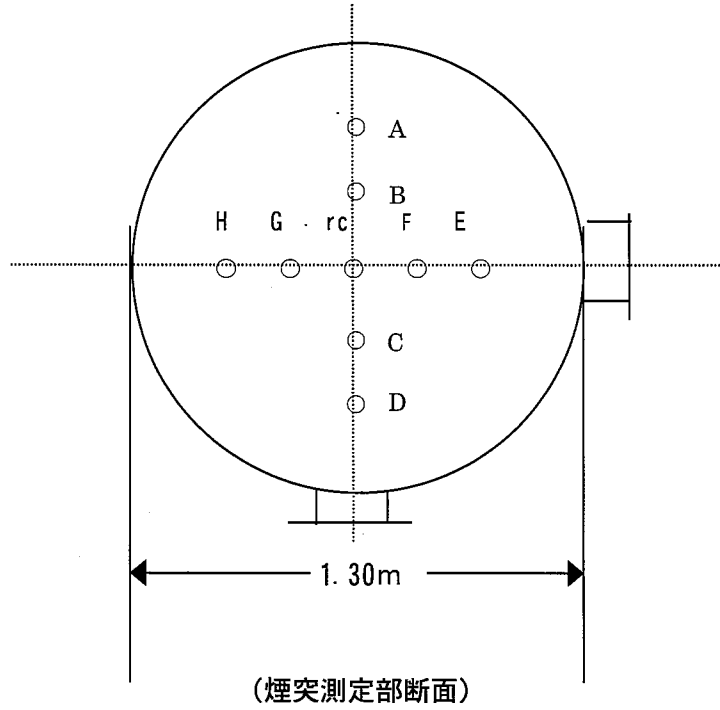


志太広域事務組合
一色清掃工場
静岡県焼津市一色1545-19

別図



別図 一色清掃工場



令和8年度

ごみ処理施設環境測定業務一覧表

高柳清掃工場(3炉)				
項目	頻度	数量	単価	金額
排ガス (ばいじん他)	2ヶ月/回	6 検体<4回/炉>		
排ガス (ダイオキシン)	2ヶ月/回	6 検体<4回/炉>		
排ガス (有害物質)	不定期	3 検体<1回/炉>		
排ガス (ガス状水銀)	排ガスと同時	3 検体<2回/炉>		
排ガス (粉じん状水銀)	排ガスと同時	3 検体(2回/炉)		
触媒性能確認 (ダイオキシン)	2ヶ月/回	6 検体<4回/炉>		
飛灰 (ダイオキシン)	不定期	3 検体<1回/炉>		
焼却灰 (ダイオキシン)	不定期	3 検体<1回/炉>		
焼却灰溶出 (重金属)	6ヶ月/回	1 検体		
焼却灰溶出 (1,4-ジオキサン)	6ヶ月/回	1 検体		
飛灰溶出 (鉛)	毎月	6 検体		
飛灰溶出 (水銀、アルキル水銀等)	6ヶ月/回	1 検体		
熱灼減量	毎月	12 検体<2検体/月>		
騒音	2ヶ月/回	24 2ヶ所X4回/日X6日		
振動	2ヶ月/回	12 2ヶ所X2回/日X6日		
ごみ質	3ヶ月/回	2 検体		
臭気(臭気指数)	4ヶ月/回	1 検体		
臭気(物質濃度)	4ヶ月/回	1 検体		
作業環境	6ヶ月/回	1 回		
周辺環境	11月~1月	2 回(2箇所)		
放射能測定	3ヶ月/回	4 検体(焼却灰・飛灰)		

一色清掃工場(1炉)				
項目	頻度	数量	単価	金額
排ガス (ばいじん他)	2ヶ月/回	3 検体<6回/炉>		
排ガス (ダイオキシン)	不定期	2 検体<4回/炉>		
排ガス (有害物質)	不定期	1 検体<2回/炉>		
排ガス (ガス状水銀)	排ガスと同時	2 検体<3回/炉>		
排ガス (粉じん状水銀)	排ガスと同時	1 検体<3回/炉>		
触媒性能確認 (ダイオキシン)	2ヶ月/回	2 検体<4回/炉>		
飛灰 (ダイオキシン)	不定期	1 検体<1回/炉>		
焼却灰 (ダイオキシン)	不定期	1 検体<1回/炉>		
焼却灰溶出 (重金属)	6ヶ月/回	1 検体		
焼却灰溶出 (1,4-ジオキサン)	6ヶ月/回	1 検体		
飛灰溶出 (鉛)	毎月	6 検体		
飛灰溶出 (1,4-ジオキサン)	6ヶ月/回	1 検体		
飛灰溶出 (水銀、アルキル水銀等)	6ヶ月/回	1 検体		
熱灼減量	毎月	6 検体<1検体/月>		
騒音	1回/年	8 ^回 <朝・昼・夕・夜>		
振動	1回/年	4 ^回 <昼・夜>		
ごみ質	3ヶ月/回	2 検体		
臭気(物質濃度)	4ヶ月/回	1 検体		
作業環境	6ヶ月/回	1 回		
周辺環境	---	-----		
放射能測定	3ヶ月/回	4 検体(焼却灰・飛灰)		

志太広域事務組合

入札書

- 1 入札番号 第2号
- 2 件名 令和8年度 ごみ処理施設環境測定業務委託
- 3 履行場所 藤枝市高柳2338番地の1
高柳清掃工場 ほか

上記の件について、志太広域事務組合競争契約入札心得を承諾の上、下記の金額で請負いたいのので、申し込みます。

入札金額

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

(消費税抜)

令和 年 月 日

発注者 志太広域事務組合
管理者 焼津市長 中野 弘道 様

住所

入札者 商号

氏名

印

- 1 入札書は、入札1件ごと1枚用意してください。
- 2 入札書には、入札番号、件名、入札金額、入札日、入札者の住所・商号・代表者の職氏名を必ず明記し、社印・代表者印を押印してください。

記載例

入札書

- 1 入札番号 第 〇〇 号
- 2 件 名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- 3 履行場所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇

入札金額は消費税額を除いた金額を記入。
「¥」マークも記入する。

上記の件について、志太広域事務組合競争入札心得を承諾の上、下記の金額で請負いたいのので、申し込みます。

入札金額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円	(消費税抜)
				¥	1	2	3	0	0	0	

入札(開札)日を記入する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

発注者 志太広域事務組合
管理者 焼津市長 中野 弘道 様

会社名・代表者の職名及び氏名は必ず明記し、社印・代表者印をする。

住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

入札者 商号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名 〇〇 〇〇〇〇〇〇 印

郵便入札での注意事項

一般書留、簡易書留又は持参のみ有効です。
普通郵便やレターパック等での提出は無効となります。

入札書及び内訳書（必要な場合のみ）を入れる内封筒と、内封筒を入れる外封筒の二重封筒にしてください。

※窓口を持参する場合、外封筒は不要です。

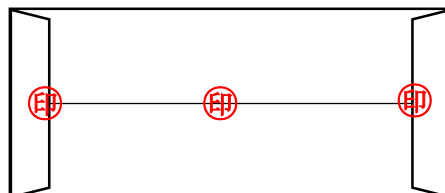
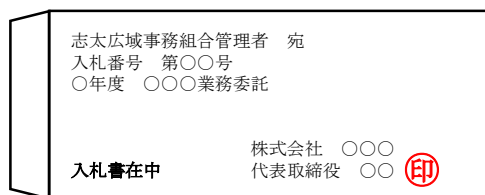
（令和7年5月1日～）

<内封筒記載例>

宛先、入札番号、件名、「入札書在中」、商号（又は名称）、並びに代表者の職名及び氏名を記入し、代表者印を押す。

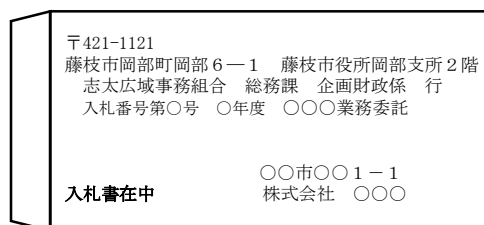
同じ印で、封筒のつなぎ目に封印をする。

※いずれかの印がない場合、無効となる場合があります。



<外封筒記載例>

宛先、入札番号、件名、「入札書在中」、住所、商号（又は名称）を記入する。



その他の規定については、「郵便入札に関する要領」や「競争契約入札心得」等（下記①のページのうち、「関連法規など」）をご覧ください。

志太広域事務組合ホームページ>組合の概要>入札・契約>入札情報 …①

<https://www.shida.or.jp/about/tender/115.html>

郵便入札に関する要領 …②

<https://www.shida.or.jp/material/files/group/2/yubinnyusatsuyoryoR070501.pdf>

①



②

